

【参考】国民健康保険資格喪失後の保険料

国民健康保険料は、所得金額等が判明する6月に前年の所得に基づき決定します。

年度分(4月から翌年3月までの12カ月分)を6月納期分から翌年3月納期分の10回で納付していただいています。

4月、5月の保険料は、6月納期以降の10回で均等に振り分けているため、以下のように喪失後の月にも支払いが残ることがあります。

喪失前の加入期間・保険料

<加入期間：12カ月>

4月	5月	6月	7月	8月	9月
○	○	○	○	○	○
10月	11月	12月	1月	2月	3月
○	○	○	○	○	○

(例) 年額 600,000円の場合

50,000円(1カ月) × 12カ月 = 600,000円(年額) ⇒ 600,000円 ÷ 10回 = 60,000円(1納期)

4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期
*****	*****	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円
10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円	60,000円



喪失後の加入期間・保険料

(例) 8月に他の健康保険に加入し、国民健康保険を喪失した場合

<加入期間：4カ月>

4月	5月	6月	7月	8月	9月
○	○	○	○		
10月	11月	12月	1月	2月	3月

<年額：200,000円>

50,000円(1カ月) × 4カ月(加入月数) = 200,000円(8月期、9月期に差額分の支払いが残る)

4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期
*****	*****	60,000円	60,000円	60,000円	20,000円
10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期

* 国民健康保険の加入期間は7月までですが、支払いは9月納期まで残ります。

* 喪失後の保険料は、喪失月以降で調整します。